

36. 10. 1 現在		
人	男	14,118人
	女	13,443人
	計	27,561人
世帯主		7.520世帯

狛江町広報

—昭和36年10月29日発行 第21号—

発行所 狛江町役場
狛江町和泉二丁目
(四六)三一一
印刷所 中村福昌堂
(三六)二四九五

枝もたわわに
みのりの秋



狛江町の財政規模は

一億七千五百四十一万七千円に

(一般会計追加更正予算)

本年度の当初予算額は四月発行の町広報でお知らせしたとおり、歳入歳出とも一億六、二九五万五千円でしたが、その後現在までに三回の追加更正を行い、予算現額は一億七、五四一万七千円となり、当初予算より一千二百四十六万二千円の増となりました。今回はいまままでに増額された予算についての主なものを説明いたします。

一、歳入

町税は町民税において二、三九万七千円の増となりました。これは町民税算出の基礎である昨年度の所得税額が初めの見込より増加したものです。軽自動車税、屠宰税は税率の改正と自然増です。分担金及負担金の増加は二三〇、〇〇〇円で主なものは電々公社、東電等の町道に電柱又はケーブル埋設のための損壊復旧費の分担金です。国庫支出金は、三八八、〇〇〇円の増で、義務教育に要する経費の増加及び才二小給食室施設補助並びに、措置児に要する負担金の増となっています。

都支出金の増は八四三、〇〇〇円で、主なものは町内にある都の補助道改修のための補助として六七七、〇〇〇円

10月5日現在の予算現計表

科 目	歳 入		総額との割合	
	当初予算額	予算現額	当初	現在
町 税	114,062,100	116,459,400	70.0	66.4
地 方 交 付 税	1,500,000	1,500,000	0.9	0.9
公営企業及財産収入	310,000	310,000	0.2	0.2
分担金及負担金	240,000	470,000	0.1	0.3
使用料及手数料	8,253,500	8,253,500	5.1	4.7
国庫支出金	6,412,700	6,800,400	3.9	3.9
都支出金	4,161,600	5,004,400	2.5	2.9
寄 附 金	51,000	3,751,000		2.1
繰 入 金	6,360,000	6,390,000	3.9	3.6
繰 越 金	7,100,000	12,004,000	4.4	6.8
雑 収 入	4,504,000	4,504,000	2.8	2.6
町 債	10,000,000	10,000,000	6.1	5.7
歳 入 合 計	162,954,900	175,416,700	100.	100.

、その他となっています。寄附金は三、七〇〇、〇〇〇円で、これは三友アパート前から駒井に通ずる道路の改修費として、大河原及び供養

塚土地地区画整理組合から寄附されたもので、この工事は現在着工中です。繰越金は四、九〇四、〇〇〇円と大巾に増加しました。これは当初予算編成当時の見込より収入が増加したためです。

二、歳出

歳出については、当初予算において本年度必要経費は計

上しましたが、その後における情勢変化及び緊急を要する必要経費を増加しました。
議会費は三三三、〇〇〇円の増で、議会活動に要する経費及び事務局職員に要する経費を計上しました。
役場費は六一四、〇〇〇円の増で、主として需用費及び宿直室一部改造の経費です。
土木費は七、一三〇、〇〇〇円の増加ですがこれは歳入でも一寸ふれたとおり主なもの猪方南部の道路改修費で、路面は簡易舗装となり一部は既に完成し残りも十月末には完工の予定です。その他は当初予算に計画のなかつた都補助道二ヶ所の改修、和泉多摩川西寄水路の改修等に予定され、また当初失封工事で着工予定したものが、景気好況により労働者の確保が困難となつたために請負又は労働者を他から求めるために必要経費の増となつています。
教育費は一、〇八六千余円の増となつています。この中には学校警備員（土、日及び休日）雇上げの費用、才二小給食室の備品購入、才三小及び中学校の増設教室用のストーブ、及び社会教育に要する経費と、プール築造の不足経費その他の追加となつています。
社会及労働施設費の追加は二七四、〇〇〇円で、主として措置児童の委託経費の増で

す。
保健衛生費は三九二、〇〇〇円の増で、今夏全国的に流行した小児マヒ予防のためにリクチンを投与した経費です。産業経済費は、一、八三四千円の増で、主なものとは町にガスが引かれることになつたため、ガス供給申込者の組織である組合に補助するもの、

また街路灯設置に対する補助等が見込まれています。
その他、財産費、選挙費、公債費、諸支出金若干増額されましたが、何れも事務的に必要なものを最少限増額しました。
本年十月五日現在による町予算の現在額は別表のとおりです。

歳			出		
科	目	当 初 子 算 額	予 算 現 額	総額との割合	
				当 初	現 在
議 会 費	6.817.500	7.051.800	4.2	4.0	
役 場 費	33.333.100	33.947.100	20.5	19.5	
消 防 費	5.294.500	5.294.500	3.2	3.0	
土 木 費	23.599.500	30.729.500	14.5	17.5	
教 育 費	60.928.600	62.015.000	37.4	35.4	
社会及労働施設費	4.482.500	4.756.100	2.8	2.7	
保健衛生費	16.982.000	17.374.000	10.4	9.9	
産業経済費	3.319.600	5.153.100	2.0	2.9	
財産費	542.400	701.900	0.3	0.4	
統計調査費	29.800	29.800	—	—	
選挙費	377.300	416.800	0.2	0.2	
公債費	1.295.500	1.744.500	0.8	1.0	
諸支出金	5.411.600	5.661.600	3.3	2.2	
予備費	541.000	541.000	0.3	0.3	
歳 出 合 計	162.954.900	175.416.700	100.	100.	

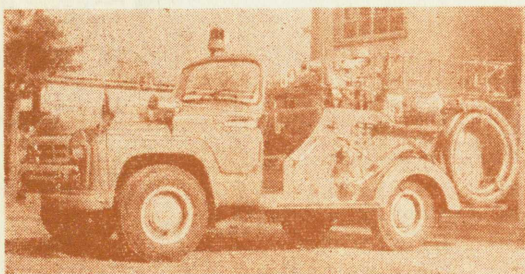
国民健康保険税の 税率が変わりました

町の国民健康保険も昨年四月開始されてから順調な歩みをつけ、発足当時から懸案であつた世帯主七割給付と、給付制限の撤廃等も実施され内容が一段と充実されて参りましたことは、被保険者の皆さん方のご協力によるものと感謝いたしております。
●本年度の保険税の本決定について
ご承知のように保険税は、前年度の課税総所得額と、固定資産税及び均等割、平等割により課税されていいますが、本年度の五期分まで
の税額は仮算定額と云い、前年度に決定された保険税額の二分の一を五期に分けて納めて頂きました。
六期から十期までの納税令書は既に皆さんのお手許に届いておりますが、この税額は皆さんの申告により、本年度の課税総所得が確定したため、五期分までの仮算定額を本年度一年間の税額に決定したものです。
くわしいことは徴税令書と同時に届けたお知らせに具体例をあげて説明してありますからお読みになつて下さい。

最新の消防車が おめ見え

町では消防の機動力充実を念願し逐次改善の計画をたててまいりましたが、今回その一環として最新の威力ある消防車を購入し、第二分団に配属しました。型式は ニッサン F・R・B 一四〇型中型消防車で油類の火災に対する消火機具も完備しており、一朝有事の際は大いに活動することでしょう。

(写真は新鋭消防車) ↓



- て下さい。
なお、仮決定額から本決定に移つたために、いままで納めて頂いた税金が本決定より多い方もありますので、これに該当する方は印鑑ご持参の上保険係に還付請求をして下さい。
●保険税の税率改正について
本年度から保険税の税率が改められました。これは主として次の理由によるものですが町は被保険者の立場を十分考へて国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申に基いて町議会に提案し慎重審議の結果原案のとおり決定し、実施されたものであります。
被保険者各位の納税に対するご協力を切に願ひします。
- | | |
|---|-------------------|
| 1 | 世帯主七割給付実施 |
| 2 | 助産費、葬祭費の増給 |
| 3 | 給付制限の撤廃 |
| 4 | 医療費改正による診療費支払いの増加 |
| 5 | 受診率の増加 |
- 改正された税率
今回改正された保険税の税率は次のとおりで、四月一日に過つて実施されます。
- | | | |
|---|-----|-------|
| 1 | 所得割 | 1.59% |
| 2 | 資産割 | 0.10% |
| 3 | 均等割 | 五三〇円 |
| 4 | 平等割 | 七八〇円 |
- 保険税についてお尋ねがありましたら厚生課保険係へお問合せ下さい。

法財人 電力中央研究所の

固定資産税の課税について

自治省の見解示さる

かねて固定資産税の課税について、問題となっていた電力中央研究所から町に対して、正式な異議申し立てがなされたので町は東京都を通じて自治省の見解を求めておりましたが、今般自治省から都知事あてに左記のような実例が示されましたからお知らせします。

記

狛税第三〇五三号

昭和三十六年六月二十日

狛江町長 石井三四郎

東京都総務局行政部長殿

地方税法第三百四十八條第二項第十二号の適用の可否について

標記のことについて、当町所在の財団法人電力中央研究所技術研究所は、「學術の研究を目的とするもの」でないものと判断し課税して差支えないものと考えますが何分の御教示を賜り度お願い致します。

36 総行地収第五五八号

昭和三十六年九月十二日

東京都総務局

行政部長 関根通仲

狛江町長殿

地方税法第三百四十八條第二項第十二号の解釈の疑義について

昭和三十六年六月二十日付 狛税第三〇五三号をもつて照会のあつたことについては、別添本都と自治省との間の照復文書から了解できるとおり、貴御見解のとおりである。

自丙市発第十六号

昭和三十六年八月三十一日

自治省税務局長

東京都知事殿

地方税法第三百四十八條第二項第十二号の解釈の疑義について

昭和三十六年六月二十二日付 総行地収第五五八号をもつて照会のあつた標記のことについては、下記のとおり回答するから狛江町長に対しても貴職において御連絡のうえ宜しく御指導願ひたい。

記

一 法人が「學術の研究を目的とするもの」であるか否かは、当該法人の寄附行為及び設立趣意書並びに組織

運営の実体により判定すべきものであると解する。

二 電力中央研究所については、照会の文面及び添付書類に基き、その寄附行為、及び設立趣意書、並びに組織運営等の実体により判断するに、地方税法第三四八條第二項第十二号に該当しないものと解する。

ガス工事

着々と進む

狛江町のガス誘致の第一次計画として、役場、狛江駅、狛江銀座を中心とする地区に、第一地区ガス敷設組合が設立され、すでに工事費分割払い積立が、九月より毎月二、〇〇〇円ずつの十ヶ月計画で始められております。

また工事はすでに一部着手しており、来年三月一杯で全部終了の予定なので、工事の進行状況により多少の相違があるかも知れませんが、現在の見通しでは十二月末に一部点火され、三月中には申込み全家庭に点火される予定であります。

家屋の戸別

調査について

昭和三十七年度固定資産税および都市計画税の基礎となる家屋の評価を、十月初旬から調査員が戸別に調査を行っております。

調査の対象は、本年新築、改築、増築、損壊等なされた家屋です。なお調査もれを防止するため「調査済票」を家屋の見やすい場所へうちつけさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

☆☆☆

▽いずみ学級開級△

近年特殊学級についての関心が高まり、当町教育委員会もその必要を認め設置の方針を昭和三十五年決定しました。

以来特殊学級に対する準備委員会を設け、施設の見学、指導内容の研究等を重ね、その間建物の改造、該当児童の抽出等を経てきましたがいずみ学級の名称で十月十七日開級されました。

檢察審査会のはなし

八王子檢察審査会事務局長 相川 嘉太郎

▽檢察に世の聲、民の聲を反映させその民主化をはかるため、昭和二十三年に設けられた檢察審査会制度も、はや十三年を迎えました。▽犯人を裁判にかけけるのは檢察官だけしかできません。それでは、窃盗とか詐欺とかその他のいろいろの犯罪で被害を受けた人が、警察や檢察庁に訴え出たが檢察官がその事件を不起訴処分にしてしまい、裁判にかけてくれなかつた、どうも納得がいけないという場合にどうしたらよいでしょうか。そのようなときには、すぐ、檢察審査会に申し出て下さい。

檢察審査会ではその事件の真相をよく調査し、檢察官が裁判にかけなかつたことが正しいかどうかを判断し、場合によつてはその事件を裁判にかけるように決議し、その檢察官を監督する検事に申し入れます。また、檢察官の仕事のやり方全般にわたる改善すべき点があれば、意見を述べたり勧告をしたりします。▽檢察審査会は一人名の審査員で構成されています。この審査員は、毎年各地の選挙管理委員会や衆議院議員の選挙権をもつた人の中から、くじで四〇〇名を候補者として選びます。

さらにその中から私のところにくじで一月末に五名、四月末に六名、七月末に五名、十月末に六名計二十名の審査員及びこれと同数の補充員を選びます。性別、年齢、職業、学歴などに関係なく選ばれ、任期は六ヶ月です。▽檢察審査会は地方裁判所及びその支部の所在地に設けられ、全国を通じて二〇四あります。各檢察審査会には事務局がおかれ、大体裁判所の構内にあり、事件の受理などをしております。狛江町を管轄する檢察審査会事務局は今年新しくできた八王子裁判所のモダンなビル内にあります。

▽この制度が発足してから狛江町では、大久保米蔵（和泉）安井和子（小足立）江口実（和泉）安井博（猪方）柏崎操（和泉）船橋浩（猪方）高橋きよ（和泉）杉山かつ江（和泉）の諸氏が審査員に選ばれております。この制度についてのお問合せや刑事事件でお困りの方は事務局へおたずね下さい。

八王子檢察審査会事務局

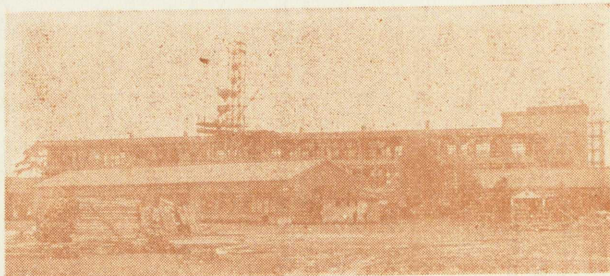
八王子市明神町一六五

裁判所内

電話八王子②五一九五番

中学校の増築工事は 順調に進行しています

狛江中学校
増築工事は、
その後順調に
進み、去る八
月末コンクリ
ート打込みが
完了し、目下
内部の木工事
、左官工事等
仕上げて全力
を挙げていま
す。
現在までの
出来高は約八
〇％で、本年
十二月中旬ま
では完成の
見込みです。
(鉄筋コンク
リート三階建
一八教室二、
五七〇平方メ
ートル)



(写真は工事中の中学校)

狛江町商工会設立さる

従来二十三区等には法律に
もとづく商工会議所が設けら
れ、商工業の総合的改善発達
に努めています。町にはい
ままでその適用がなく、商工業
が立ち遅れるのではないかと
憂慮されていました。新たに
に商工会法が公布され去る十
月八日第一小学校において狛
江町商工会の創立総会を開催
し定款、規約、事業計画、収
支予算を決定、役員も左記の

とおり選出され、盛大裡に商
工会の第一歩を力強く踏み出
し今後の活躍が期待されてい
ます。

会長 押川製綿 K K

押川 定人

副会長 K K かりはな製作所

菱花 政記

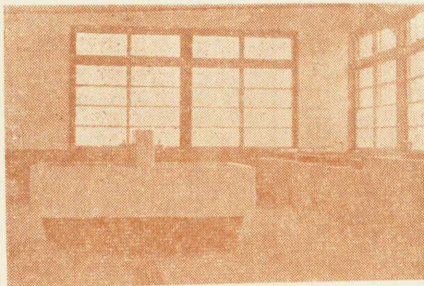
副会長 みどり薬房

大野 錫

オニ二小学校

給食室完成

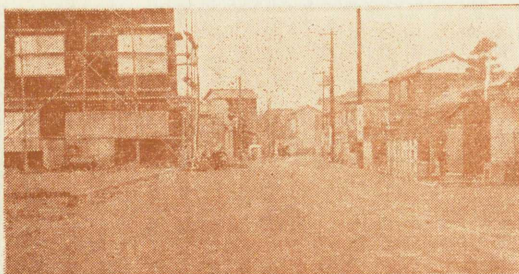
オニ二小学校給食室は、本年
六月下旬より校地の北西隅に
新築工事のところ 去る
九月二十日、予定通り竣工し
ました。
(木造平家瓦葺一〇〇平方メ
ートル)
給食の開始は十一月一日か
らで、週四日制のB型で行な
います。



(二小給食室内部)

土木工事のあらまし

- 1 工事の完了したもの
町道十号線舗装工事(中学
校東側)覚東野川)延長三四
〇米巾員六米、アスファルト
乳剤舗装
町道二十八号線舗装工事
(中学校東門)電研前)延長
三三九米巾員八米、アスファ
ルト乳剤舗装
町道三十七号線舗装工事
(電研西側)延長一五四米巾員
六米、アスファルト乳剤舗装
町道六十号線舗装工事
(その二工事)、(猪方旧堤
敷道路)延長六一八米巾員七
、二〇米、アスファルト乳剤
舗装 (写真参照)
2 施工中のもの
町道五号線舗装工事 (上
和泉駐在所前道路)延長三〇
〇米巾員六米、アスファルト
乳剤舗装
町道六十号線舗装工事
(その一工事)、(駒井旧堤
敷道路)延長四五〇米巾員七
、二〇米、アスファルト乳剤
舗装
町道六十一号線改修工事
(駒井大通り)延長三五七米
巾員八米、鉄筋コンクリート
管理設側溝敷設
和泉多摩川駅前水路改修工
事 延長一二〇米鉄筋コンク
リート管(一米)埋没及柵渠
護岸
中学校プール築造工事
長さ二五米巾一二米深さ一、
一〇米滅菌機洗顔台シャワー
、足洗場等付設
- 3 今後工事予定のもの
町道十六号線舗装工事
(岩戸一の橋)明静院前)ア
スファルト乳剤舗装
町道十六号線側溝工事
(岩戸駐在所)電研東門前)
側溝敷設
町道三十二号線舗装工事
(白井肉店)双葉理容店前)
アスファルト乳剤舗装
町道三十二号線側溝工事
(都道六十一号線)上和泉駐
在所先十字路)側溝敷設
町道百号線舗装工事(狛江
駅前)泉竜寺前)アスファ
ルト乳剤舗装
航空計器北側道路管渠工事
鉄筋コンクリート管(六〇極)
埋没 狛江銀座東裏水路護岸
工事 コンクリート護岸



住民登録の 実態調査

毎年九月十五日現在で住民
登録実態調査を実施しており
ますが本年の結果は次のと
りです。

狛江町に転入しているが居
出のないもの 四六一件
狛江町の中で転居してその
届出のないもの 一八三件
狛江町から転出してその届
出のないもの 四七二件
以上届出のない方には、そ
の届出をされるよう通知を準
備中です。

関係者の一層の御協力を切望
します
(住民登録の届出期間は十四
日以内です)

狛江町職員募集

狛江町職員を募集していま
す。応募要領は次のとおりで
す。

- 1 職種 一般事務職員
 - 2 資格 来年三月高校卒
業見込みの男子
 - 3 採用人員 若干名
 - 4 待遇 給料一〇、五〇
〇円(予定)他に手当等
支給
 - 5 提出書類 履歴書、成
績証明書、卒業
見込証明書、戸
籍謄本
 - 6 締切り 十一月十日
- 詳細については、総務課庶務
係へお問い合わせ下さい。

選挙人名簿を

確かめにきてください

— 選挙管理委員会 —

毎年九月十五日現在で作る基本選挙人名簿は、今年もすでに調製を終り、きたる十一月五日から十五日間毎日午前八時三十分から午後五時まで縦覧に供されます。

この名簿は、本年十二月二十日から向う一年間に行われる選挙に使用されるもので、縦覧期間内に文書で異議の申し立てをして下さい。

町都民税の出張

収納のお知らせ

出張収納をいたします。役場に遠い地区の方は充分ご利用下さい。

次のとおり町都民税第三期の

月日	時間	場	所	区域
10月30日	自前10時 至正午	名古屋米店	上和泉	上小足立
	自前10時 至正午	小足立寺西菓子店	上小足立	上小足立
	自後一時 至後三時	覚東鈴木頼光商店	覚東	覚東
	自後一時 至後三時	覚東天理教々々会	覚東	覚東
10月31日	自前10時 至正午	岩戸慶岸寺	岩戸	岩戸
	自前10時 至正午	駒井旧消防詰所	駒井	駒井
	自後一時 至後三時	猪谷方田販米所	猪谷	猪谷

●雨天でも行います

国民健康保険税国民年金も取扱います

民生(児童)委員の担

当区域が変りました

皆さんの、くらしのことや、こどもさんの問題で、よき、相談あいて、頂く民生(児童)委員が、増員になり、図のように担当区域が一部変わりました。

民生(児童)委員は、民生、児童、関係の事務は厚生課福祉係で扱っております。

委員になられたのは次の方達です。

増石井三三	和泉一六九一
増白井一三	和泉八二二
補和田郁枝	和泉二六六八
補村田正太郎	岩戸四九二
増山田なみ	岩戸一一一五
増栗原清治	猪方二七三

(増は増員、補は補充員)

楽しいハイク

とき 十一月三日

ところ 野猿峠

かいひ 一五〇円(当日払い)

あつまるところ 国領駅

じかん 午前九時

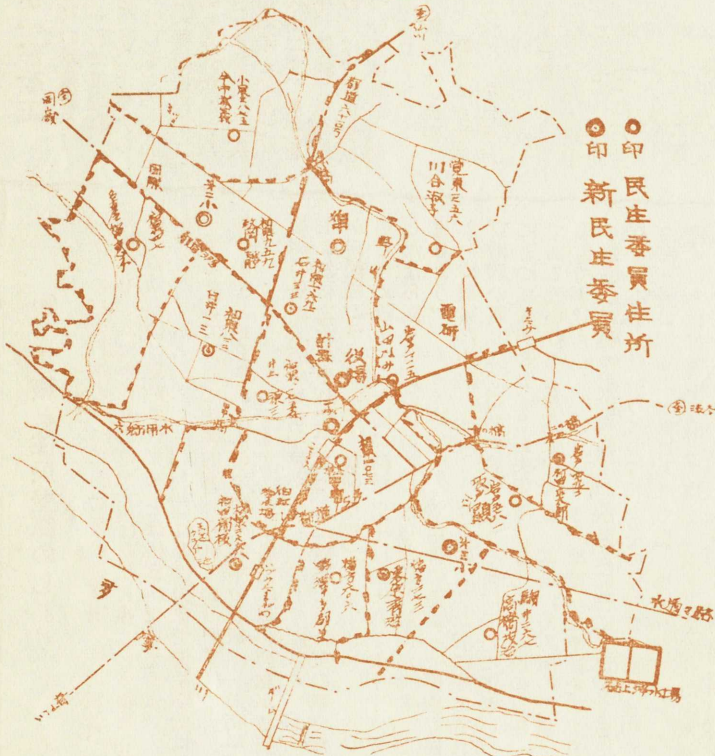
もちもの おべんとう

狛江町青年学級でハイキングの会を行います。

学級生は勿論、商店、工場で働いている青少年の皆さんもぜひご参加下さい。

狛江町民生(児童)委員

担当区域図



P T A

研修会実施

新しい試みとして、教育委員会では狛江町公立学校PTA連合会と共催のもとに、PTAの本質と性格を正しく理解すること、子供たちを学校、家庭、社会において正しい愛情と教育技術をもつて育成することを目的に「PTA研修会」を行っております。PTA研修会には勿論、会員以外の方も誘い合せの上御参加下さい。

回	期日	会場	内容
第一回	十月四日	第一小	精薄児教
第二回	十月十四日	第二小	P T A のあり方
第三回	十一月月上旬	第三小	(予定) 子供のしつけについて
第四回	二月月上旬	中学	進路指導について

人事

収入役谷田部長三病氣入院に伴い、左のとおり発令されました。

収入役職務代理

会計室長 松本久男

才七回東京都

乳幼児保健コンテスト

泊江町代表きまる

八月の盛夏に行いました乳幼児一斉健康診断を受けられた約七〇〇名の赤ちゃんよりカルテ診断において、特に体重、身長等発育良好の者二十七名を選び、去る九月二十二日公民館において、泊江代表選出の第一次審査を行いました。

その結果、優良児ならびに努力児として次の五名の赤ちゃんは選ばれた赤ちゃん達

優良児
氏名 保護者 住所
内田泰光 節三郎 和泉二、六九三
上田結実 交雄 九一四
富永正見 保之助 小足立一〇三一
小谷玲子 一生 猪三二九
努力児
杉山嘉一郎 文吉 和泉三八七

上田結実ちゃん

富永正見ちゃん

杉山嘉一郎ちゃん



恩給法が一部改正

もと軍人軍属の恩給法が、十月一日から一部改正され、戦地加算の復活等、大要次のとおりお知らせします。

一、普通恩給(普通扶助料)
これまで認められなかった「戦地加算」が復活し、実在職年と加算年を加えて、下士官、兵十二年、准士官以上十三年、軍属十七年になるものには、普通恩給(遺族については普通扶助料)が支給されます。

復活した加算年とは次のようなもので、勤務した地域や時期によつて、それぞれ違います。

一、戦地、事変地加算
満洲地区 昭六、九、昭十、二、七
支那地区 昭二〇、九、昭二六、九、昭二〇、九

二、南方地区
昭二〇、九、昭二六、九、昭二〇、九

三、一月につき三月以内
口外国の交戦擾乱地加算

四、満洲地区 昭九、四、昭十、五、三

五、一月につき二月以内
ハ外国鎮戍加算

六、満洲地区 昭二二、七、昭二〇、九

七、一月につき一月半以内
三、台湾、朝鮮、関東州、樺太、南洋群島の在勤加算

八、その地に引続き一年以上在勤した場合、

九、一月につき半月以内
ホ国境警備、理蕃加算

戸籍と住民登録のしおり

▽人生の三大行事の一つであつて婚姻の制限、近親者、例る結婚も、式を挙げただけでええ叔父と姪という様な相手はその効力は、発動されませとは婚姻ができません。

二、婚姻届の知識
▽婚姻の届とは、婚姻の届出よう心掛けていて下さい。

三、婚姻届の提出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

四、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

五、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

六、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

七、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

八、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

九、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

十、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

十一、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

十二、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

十三、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

十四、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

十五、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

十六、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

十七、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

十八、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

十九、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

二十、婚姻届の届出
▽婚姻の届出は夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております。

とき、一通 戸籍の抄本不要

2 住所地に一方が本籍がある場合、住所地に提出するとき

二通 この場合は、本籍が住所地にない方の分について

戸籍抄本添付のこと。

3 双方とも住所地に本籍がないときは三通、戸籍の抄本を双方共添付のこと。

▽その他

1 この届出には証人二人以上の記名押印が必要で

2 この届出の氏は双方共従来氏ですすから氏名押印の箇所に特に御注意下さい

3 婚姻の届出には夫と妻との何れの氏を称えてもよい事になつております

それ等は届出の用紙にその旨記載すればよいのです

なお不明の点は窓口の係員にお尋ね下さい(届出の用紙にある方住所地に届出をするは役場に備えてあります)

学校警備員募集

一、募集人員 四名

一、資格 学歴はとわす強健な者

一、待遇 土曜日(昼夜)七五〇円

休日(昼夜)一〇〇〇円(不寝番ではない)

詳細は教育委員会へお問い合わせ下さい